

# 工事の入札・契約制度改革

～談合通報110番を設置し、新たな工事監視体制を構築します～

## 1 目的等

### 不正行為の防止

不正行為に対する厳罰化  
 価格情報の事前公表  
 入札等監視委員会の設置

### 透明性・競争性の向上

一般競争入札の全面实施  
 低入札価格調査制度の採用

### 発注者の恣意的行為の排除

一般競争入札の全面实施  
 入札等監視委員会の設置

## 2 主な内容

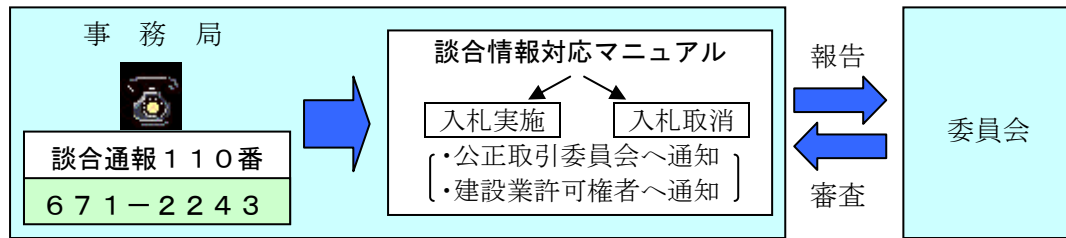
不正行為の防止策

### ○ 談合等の不正行為に対する厳罰化 全国で最も厳しい内容

- 1 本市発注工事で贈賄、競売入札妨害、談合等を行った者  
 ⇒ 原則 24 か月の入札参加停止措置・入札参加資格の喪失
- 2 契約約款に損害賠償条項（20%）及び契約解除条項の設定

### ○ 入札等監視委員会を設置し、事務局内に『談合通報110番』を開設 全国でも珍しい

- 1 入札等監視委員会の設置（調達に係る不服等審査委員会は廃止）
  - (1) 職務：発注者の入札・契約手続の恣意的行為を監視、苦情等の処理、談合情報対応の事後審査
  - (2) 委員（敬称略。五十音順）  
 會田 努（弁護士）  
 小川 佳子（弁護士）  
 腰原 常雄（元神奈川県警察本部南警察署長）  
 三辺 夏雄（横浜国立大学大学院教授）  
 村上 政博（一橋大学大学院教授）
- 2 『談合通報110番』の開設（受付24時間）



### ○ 価格情報の事前公表の試行 政令市5番目

- 1 予定価格・・・全ての入札案件に拡大して試行
  - 2 低入札調査基準価格・・・一般競争入札案件で試行（段階的に拡大）
  - 3 最低制限価格・・・指名競争入札案件で試行
- ※ 積算を行わない業者を排除するため、全案件で工事費内訳書の提出を義務付け

入札制度

○ 一般競争入札の段階的全面实施 **政令市初**

一般競争入札を原則とした方式へ平成 18 年中までに段階的に移行

16 年度当初	2,500 万円以上	約 30%
17 年度当初	1,000 万円以上	約 60%
18 年中	すべての工事	100%

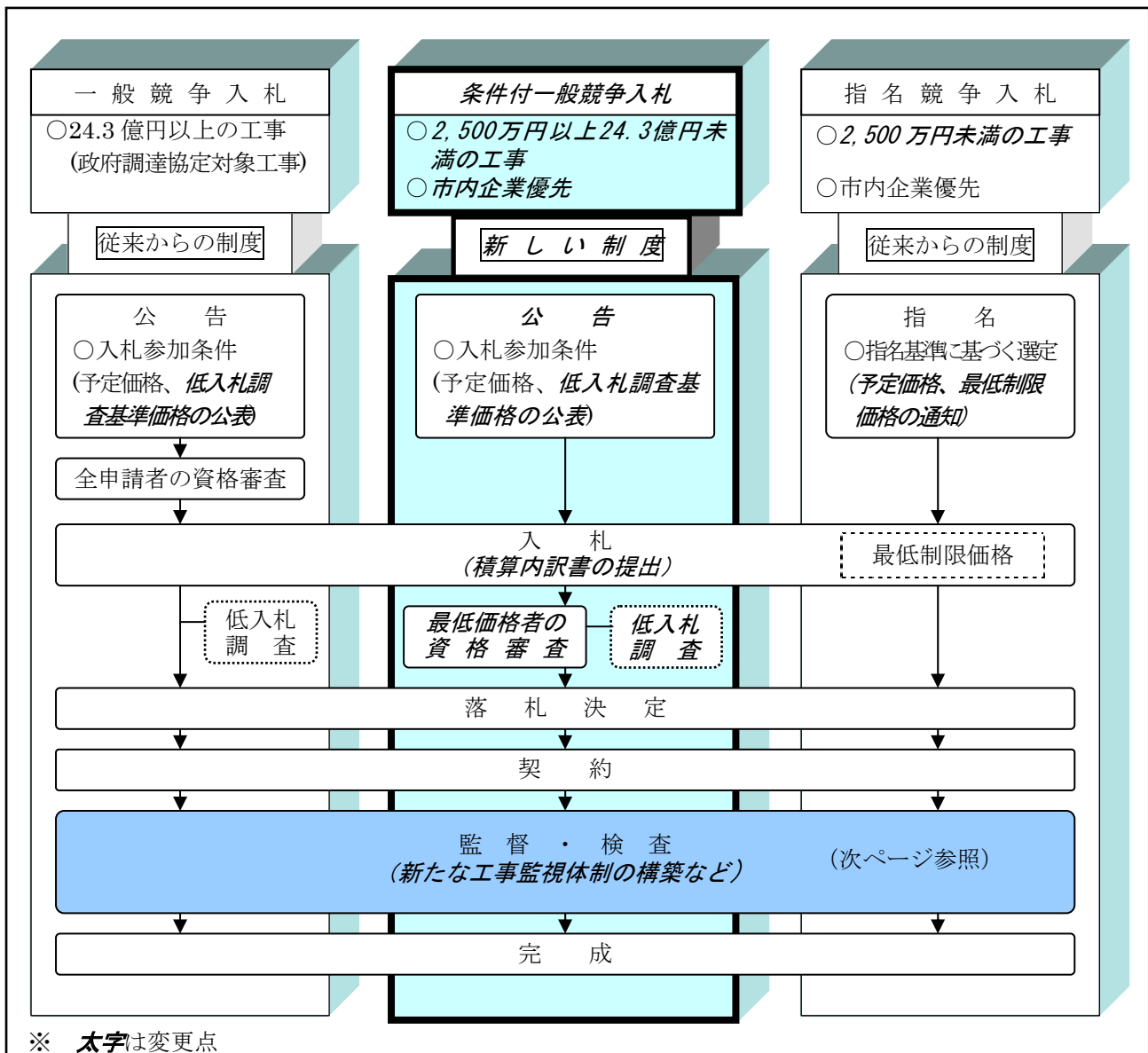
※ 移行期に残る指名競争入札の指名者数は、現行の「6～10 者」から「20 者程度」に拡大

○ 低入札価格調査制度の段階的全面实施

落札者決定方式を最低制限価格制度から低入札価格調査制度へ、平成 18 年中までに一般競争入札に合わせ段階的に移行

※ 低入札価格調査制度適用工事は一般競争入札対象工事

(参考) 新入札制度と手続 (平成 16 年度)



# 新たな工事監視組織を設置します

## 1 設置目的

一般競争入札の段階的全面实施に伴い、建設業者の行う不正行為（一括下請負（丸投げ）、手抜き工事）等を未然に防止するための監視を強化し、工事の品質確保を図ります。

## 2 設置部署

総務局公共事業調査部内に、新たな工事監視組織を設置します。  
部長級、課長級、係長級、担当職員による組織構成からスタートし、今後の業務量にあわせて強化・拡充を図ります。

## 3 調査対象工事

原則として全工事を対象としますが、主に低入札価格調査制度適用工事を中心に実施します。

## 4 主な業務内容

- ①一括下請負（丸投げ）を防止するため、工事実施局と連携した施工体制の立ち入り調査
- ②手抜き工事等を防止するため、現場施工状況の抜き打ち調査

⇒調査の結果、建設業法違反や契約解除条項等に抵触すると思われる場合は、調査報告書を作成し、関係機関\*や財政局契約部へ通知。

## 5 期待できる主な効果

- ・ 公共施設の品質の確保
- ・ 不良工事の防止
- ・ 不良、不適格業者の排除による優良業者の保護
- ・ 工事の安全の確保